

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務についての特記事項は、次のとおりとする。

（業務内容）

- 第4条** 本業務は正木ダム貯水池及び貯水池関連谷及び勝浦川の水質調査とする。

（準拠基準）

- 第5条** 調査方法は、平成26年4月国土交通省河川砂防技術基準調査編第12章第2節及び第3節、第13章第2節及び3節に準拠して誠実に行うものとする。

(定期調査)

第6条 定期調査を実施する調査月・地点・項目・深度は、別表のとおりとする。また、定期調査を実施する日時は、監督員と協議して決定するものとする。

(出水時調査)

第7条 出水時調査は設計図書による他、監督員が指示する日時・地点・回数を実施するものとする。

- 2 出水時調査に使用する水温・濁度計は受注者が用意するものとする。
- 3 受注者は、出水時調査において必要な安全措置を講じなければならない。

(生物異常発生の報告)

第8条 受注者は、生物の異常発生を発見した場合は速やかに監督員に報告しなければならない。

(中間報告等)

第9条 受注者は、調査結果と調査項目及び項目ごとの分析数を表にして監督員に毎月報告を行うものとする。また、監督員の指示により調査結果データの提出を求められた場合は、該当期間のデータを取りまとめて速やかに提出しなければならない。

(貸与品等)

第10条 貯水池内の調査に使用する観測船（巡視船）等の設備（以下「貸与品等」という）は、正木ダムの設備等を貸与する。

- 2 受注者は、船の操縦を必ず船舶の操縦資格を有する者に行わせなければならない。
- 3 貸与品等の使用に際しては関係する法令を遵守しなければならない。
- 4 調査完了毎に巡視船の燃料並びに状況を監督員に報告すること。

(貸与品等の保護)

第11条 受注者は、貸与品等を善良な管理責任者の注意をもって取り扱い、引き渡しを受けたときは異常の有無を確認し、その結果、異常を発見したときには監督員に報告してその指示に従わなければならない。

2 受注者の故意または過失により貸与品等が滅失もしくは破損し、またはその返還が不可能となったときは、速やかに監督員に報告し、その指示に基づいて代金の納入もしくは原形復旧、または損害賠償を行わなければならない。

3 受注者は、受注者の責により測定値に欠測が生じた場合は、監督員の指示を受けて再調査を行いその補完を行わなければならない。

(調査結果の整理)

第12条 受注者は、調査結果の整理について、監督員と協議し整理しなければならない。

(成果品の提出)

第13条 受注者は、本業務完了後、電子成果品2部と紙成果品（A4チューブファイル）2部及び監督員の指示した調査報告書一式を作成し提出するものとする。

(その他)

第14条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督員と受注者が協議して定めるものとする。